

プレジャーボート泊地指定管理者運営モニタリング結果（平成30年度）

1 施設の概要

施設名 : プレジャーボート泊地
所在地 : 西尾市寺津町五ノ割横道西6の21地先 平坂2号物揚場前面
設置根拠 : 愛知県港湾管理条例（平成13年 供用開始）
設置目的 : 衣浦港平坂地区内のプレジャーボートを集約し、漁業等の事業活動の円滑化を図るため。
施設概要 : 面積 1,628 m²
水深 -1.0m

2 指定管理概要

指定管理者名 西三河漁業協同組合
指定期間 平成28年4月1日から令和3年3月31日まで
指定管理者選定時の主な提案内容とその実施状況
業務仕様書で規定する定期的清掃に加え、台風後などに大量の流木やごみが漂着した際には、漁港管理者と協力して復旧にあたる。（平成28年度から実施。）

3 利用状況

（単位：隻）

区分	30年度		29年度		増減 (①-②)
	計画値	実績値(①)	計画値	実績値(②)	
プレジャーボート泊地	11	11	11	11	0

※計画値とは、指定管理者を選定する際に提出された計画値を指します。

4 収支状況

（単位：千円）

区分	30年度		29年度		増減 (①-②)
	計画値	実績値(①)	計画値	実績値(②)	
収入計	414	414	414	414	0
利用料金収入	—	—	—	—	—
指定管理料	414	414	414	414	0
その他	0	0	0	0	0
支出	414	414	414	414	0
収支差	0	0	0	0	0

5 モニタリング結果

(1) 総合評価

評価	評価内容
A	施設の管理運営業務全般について、県の求める水準どおり適切に行われていた。

(2) 区分ごとの評価

区分名称	評価	評価内容
基本項目	A	施設利用者の平等な利用の確保や法令遵守など、県の求める水準どおり適切に行われていた。
施設の適正な管理	A	施設巡視や利用者への指導など、県の求める水準どおり適切に行われていた。
サービスの維持・向上	A	地元自治体等との連絡調整など、県の求める水準どおり適切に行われていた。
運営等の安定性	A	県との連携や文書管理など、県の求める水準どおり適切に行われていた。

【評価の基準】

S 県の求める水準を大幅に上回る A+ 県の求める水準を上回る A 県の求める水準（業務仕様書の水準）
B 県の求める水準に対して一部不十分 C 県の求める水準に対して不十分

(3) 今後の対応等

施設の管理運営業務全般について、県の求める水準どおり行っていることから、今後もモニタリングを通じて、管理運営状況を確認し、指導していく。

6 利用者からの反応

利用者からの要望・苦情などの意見については、泊地利用者により組織される利用者会を通じて確認しているが、これまでのところ特段の意見を伺っていない。

7 その他

該当事項なし。

○ 問い合わせ先

建設局港湾課港湾管理グループ
電話：052-954-6966（ダイヤルイン）
ファクシミリ：052-953-1793
メールアドレス：:kowan@pref.aichi.lg.jp